

通常学級に在籍するお子様がいらっしゃる保護者の皆様へ

2023年度 就学援助費制度のお知らせ

町田市教育委員会

町田市では、経済的にお困りのご家庭を対象に小・中学校の授業や行事に必要な費用（教材費・給食費・移動教室費・修学旅行費等）を就学援助費として支給しています。

申請はどなたでもできますが、前年の所得（もらった給料などの額）による審査があります。

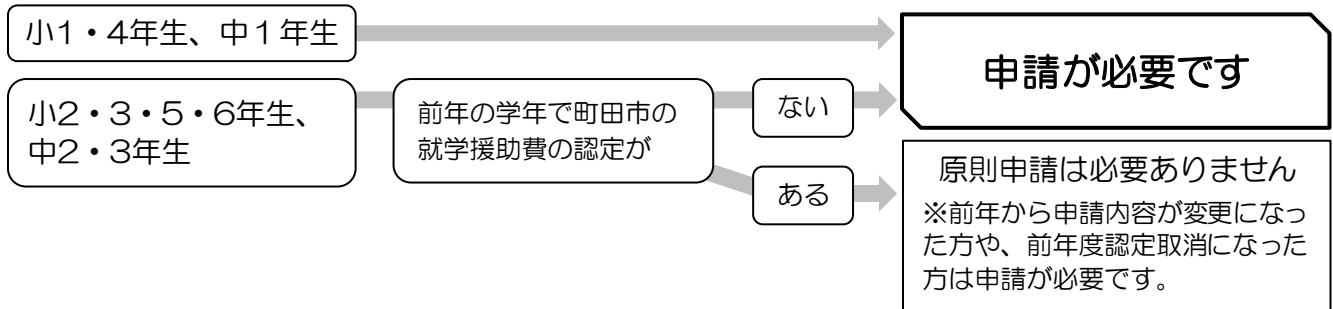
◆援助の対象となる方

- ①生活保護を受けている方（就学援助費認定期間内に停止・廃止を受けた場合を含む）
- ②生計を共にしている家族全員の所得の合計額が、「準要保護基準額」未満の方（下記表参照）

生計を共にしている 家族の人数	2022年中の合計所得の世帯合計上限額（幅）	
	賃貸（賃貸借契約書を交わしている）	持家（住宅ローンを支払中も含む）
2人	253～273万円	169～189万円
3人	290～344万円	206～260万円
4人	314～400万円	230～316万円
5人	334～448万円	250～364万円
6人	361～507万円	277～423万円

- ・上限額は家族の人数・年齢によって変わります。そのため上限額に幅があります。電話等で個別に上限額確認はできませんので、迷われる際は申請をおすすめします。
- ・会社員の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と比べてください。

◆援助を希望する場合、申請が必要な学年



※前年度の認定状況が分からない方は念のためご提出をお願いいたします。

◆提出期限

学務課窓口の場合：2023年4月28日（金） 郵送の場合：2023年4月30日（日）※当日消印有効

上記期限までに提出された申請書については、認定の場合4月分の費用から支給いたします。
期限以降も2024年2月末まで申請を受け付けますが、認定の場合申請月の翌月分の費用から支給いたします。

◆申請書の提出先（下記のどちらかにご提出ください）

- ①町田市教育委員会 学務課 就学援助担当（〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号）※郵送可
- ②町田市立の各小・中学校（学校で指定した提出先または事務室職員へ）

紛失・提出忘れ防止のため、学校には保護者の方ができるだけ直接提出してください。
学務課へ郵送する場合、ご心配な方は郵便物を差し出した記録が残る方法をご利用ください。
「申請に必要な書類」については、別紙（ピンク色の用紙）をご覧ください。

◆審査結果のお知らせ時期

審査結果（認定／不認定）の通知をはがきにてお送りします。

2023年4月末までの申請	⇒	2023年7月上旬ごろ
2023年5月から6月末までの申請	⇒	2023年7月下旬ごろ
2023年7月以降の申請	⇒	申請月の翌月下旬ごろ

※所得が分からない・審査に必要な調査に回答していない等の理由で審査保留の方には別途通知を送付します。
 ※上記時期までに学務課就学援助担当から保護者の方へ何らかの通知が届かない場合は、申請できていない恐れがあります。年度途中での申請も可能ですが、申請月の翌月認定となります。

◆援助の内容(予定) 入学に際して必要な費用については、各学校のホームページでご確認ください。

支給費目	認定区分		援助内容		支給月（各月末）
	（生活保護を受けている） 要保護	（生活保護を受けていない） 準要保護	小学校	中学校	
学用品通学用品費	—	○	（1年）月額970円 （2～6年）月額1,160円	（1年）月額1,895円 （2・3年）月額2,085円	7・9・1・3月 （各3ヶ月分ずつ支給）
入学準備金	—	○	54,060円	63,000円	※1
給食費	—	○	現物支給（保護者口座への振込はありません）	武蔵岡中以外：実費 武蔵岡中：小学校に準ずる	9・1・3・4月 （武蔵岡中以外の中学校のみ）
校外活動費（遠足など）	○	○	実費		不要 9・1・3月（4月）
移動教室・修学旅行費	○	○	実費（年1回のみ）		実施後（3ヶ月後目安）
体育実技用具費	—	○	一部現物支給（保護者口座への振込は原則ありません）		—
卒業アルバム費 （卒業学年のみ）	※2	○	実費（上限11,000円）	実費（上限8,800円）	4月
オンライン学習通信費	—	○	月額1,170円（1世帯当たり）		9・1・3月
医療費	○	○	虫歯など10種の治療費・薬代 ※3		必要 随時
通学費	○	○	実費（1ヶ月定期代上限）		9・1・4月

※1：入学後の入学準備金は、入学前に入学準備金の支給を受けていない4月付準要保護の方に7月に支給いたします。
 小学6年生は中学校入学前の3月に入学準備金を支給いたします。その場合、中学校入学後の入学準備金の支給はありません。

※2：現物支給となりますので、保護者口座への振込は原則ありません。

※3：学校保健法で定められた【虫歯・トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病】に限ります。

- ・「—」の費目は生活保護費の支給に含まれていますので、就学援助費からの支給はありません。
- ・「実費」の費目について、一部支給対象外の費用があります。
- ・認定時期によっては上記スケジュールで支給されない場合があります。